

【主な法令違反及び事故事例】

1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）

第10条第2項（発射の制限）違反

- ライフル銃により他人を負傷させた事例（令和7年12月、岩手）
狩猟の目的で、山林内において、ライフル銃1発を発射し、約400～500メートル先で測量作業中の他人の右肩にライフル弾が命中し、負傷させた事例
- 猟銃等により他人を負傷させた事例（令和8年3月、福岡）
有害鳥獣駆除の目的で、田畑内において、散弾銃1発を発射し、約250メートル先の建物を貫通したうえ支柱で跳弾し、他人の背中に散弾が命中し、負傷させた事例
- 公道上において散弾銃を発射した事例（令和8年2月、石川）
法定の除外事由がないにもかかわらず、狩猟の目的で、公道上において、散弾銃6発を発射した事例

2 銃刀法第10条第4項（携帯又は運搬時の安全取扱義務）違反

- 住宅街において散弾銃に覆いを被せず携帯した事例（令和8年1月、福島）
住宅街において、銃猟をしてはいけないにもかかわらず、狩猟の目的で、散弾銃1丁に覆いを被せることなく、散弾銃1丁を携帯した事例
- 自動車内に空気銃を放置した事例（令和7年1月、香川）
路上に駐車中の自動車内に、弾丸を装填した空気銃1丁を放置し、その場から離れて山林に入り、自動車内に空気銃1丁を放置した事例

3 事故事例（自過失・銃刀法第10条第5項（実包の装填禁止義務）違反）

- 脱包時に散弾銃の引き金を引き暴発した事例（令和8年1月、大分）
有害鳥獣駆除に従事中、散弾銃の銃口を下に向けて脱包しようとした際、誤って引き金を引き、自分の足に散弾が命中し負傷した事例
- 自動車内で脱包時にライフル銃が暴発した事例（令和8年2月、北海道）
自動車内において、実包を装填してはならないにもかかわらず、装填していたライフル弾を脱包しようとした際、ライフル銃が暴発し、ライフル弾が車両を貫通した事例

（以 上）